

DV 防止啓発に係る研修会への講師派遣事業の実施について

「DVとは」

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人などの親密な関係にある又はあった相手から振るわれる暴力のことです。DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる相手・場合であっても決して許されません。

DV防止のための両輪 「防止啓発」と「相談支援」

防止啓発

誰もが「DVの被害者にも加害者にも傍観者にもならない」ようにしていくこと。

3本の柱

「暴力への気づき」「対等な関係の学び」「ジェンダー平等」

DVの被害者にも、加害者にも
傍観者にもならない

暴力への気づき

対等な関係の学び

ジェンダー平等

県では、地域や職場等において、人権啓発講座を開催する場合に講師を派遣し、DVや性暴力の防止啓発に取り組んでいます。

○研修内容例

内容	講師	時間
・家庭の中の人権について考える（DV・虐待・性暴力） 幸せに生きる権利 互いが対等な立場で尊重できる関係になる 相談できることを知ろう ・DVを発見した場合の対応について ・DV相談の現状と支援について など	愛媛県男女共同参画センター職員ほか	60分

○会場及び費用

愛媛県内であればどこへでも伺います。会場は、職場や研修施設、近隣の公民館など貴団体でご用意ください。講師派遣にかかる旅費や報償費はかかりません。県が負担します。オンラインでも対応できます。

○事業実施期間

令和7年6月～令和8年2月

※応募締め切り：実施予定日の原則2か月前まで

※事業実施予算に限りがあるため、全ての申し込みにお応え出来るものではありません。お早めにお申し込みください。

○お申込み方法

裏面申込書に必要事項を記載し、メールにより下記までお送りください。

ご不明の点があれば、お気軽に電話でお問合せください。

【申込み先・問合せ先】

愛媛県企画振興部政策企画局少子化対策・男女参画課（担当：長谷川）
〒790-8570 松山市一番町4丁目4の2
電話（089）912-2332
メール shoushikadanjo@pref.ehime.lg.jp